

治的進歩を阻害する二と多大である。これ等民衆の政治的要望を抑壓するものであつて、民衆の不平を鬱積せしむべと禍根を養うるものでなければならぬ。

実行方法

党の政治的政綱の中に以上の諸項を加へ、党的宣傳演説会は勿論、選舉、民衆大会等あらゆる機会に於てこの政策を徹底すること。パンフレット其の他の大宣傳に努めること。具体的の政策を作つて該会に提出すること。

中央税制の改革に関する件

主文

中央税制の根本的改革をなし、現收入の大半を所得税(財産税)及相続税とし、少くも年額七億円ほどの兩税に依るべすこと。

改正の要綱は次の如し

1. 所得税、財產税——高率累進制を採り且億円は二つ税収入に係るべきこと。但し財產總評価五千円以下は免稅とすること。
2. 相続税——これに依つて二億円の税収入を計ること。免稅額は所得税に準ずる。
3. 稲穀税の廃止的減額を計ること

実行方法

上述の如き憲法税制改革意見を「二税主義」(所得税及公相続税)と称し、より可成き以てこれが改革のための衆議院に提出すること。具体的政策を作つて議会に提出すること。パンフレットを作つて配布すること。

地方税制の改革に関する件

主文

中央執行委員會提出

本大會は尤の如き現行地方税制の根本的改革を期す